

株主の皆様へ



当社第69期定時株主総会を12月24日(水)に開催いたしますので、ここに招集の ご通知をお届けいたします。

第69期(2024年10月1日~2025年9月30日)の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

(第69期の概要及び第70期見通し)

第69期は厳しい経営環境の下、残念ながら前期比減収・減益となりましたが、それでも連結当期純利益は63億円を確保することができました。これもひとえに株主の皆様の温かいご支援、ご声援の賜物であり、心より御礼申し上げます。第69期は、全世界の大半の市場で消費が落ち込み、弊社製品も例外でなかったうえ、代理店、販売店の在庫処分に時間を要したこと、及び主力モデルチェンジの端境期であったことを受け、生産数量及び販売数量は前期より大きく減少しましたが、製品価格改定等が寄与してほぼ予算通りで終えることができました。第70期については、在庫調整が一段落し、主力モデルチェンジも予定しており、生産数量及び販売数量は前期比増を見込む一方で、新たなチャレンジのための販管費増を予定しており、前期比で増収減益となる見込みです。しかしながら、役職員一丸となって減益幅の縮小もしくは増益に向け努力して参りますので、引き続きご支援のほど宜しくお願い申し上げます。



代表取締役社長

石田 健一郎

— 経営方針

1) 健全な財務体質により、事業継続を長期にコミットします。

当社は、第69期も従業員還元、地域貢献、環境対策等を可能な限り実施したうえで、連結当期純利益63億円となり、その約半分を株主の皆様、還元させて頂きます。その上で、内部留保も増加し、自己資本比率は85.1%と高い水準を維持することが出来ました。

2) Made in Japanで勝負します。

当社は、第69期は、国内市場の在庫調整及び主力モデルチェンジの端境期であったことを受け、生産数量は、59万個(前年度比7.5%減)と前期より減少しましたが、売上高営業利益率は27.5%(前年度比1.4%減)と、高い利益率を維持することができました。これは弊社がかかげる「Made in Japanで勝負する」という方針の下、安全性、デザイン、機能性のバランスが取れた競争力の高い製品を作ることができた結果と自負しております。

3) お客様の声に耳を傾けます。

当社は、市場ニーズに真摯に耳を傾け、安心・安全かつお客様に喜んで頂ける製品の開発・生産に取り組んで参ります。現在はヘルメットとエレクトロニクスの融合、レトロブームへの対応といった市場ニーズに対応すべく、業界を率先して新しいチャレンジを続けており、着実に成功を収めております。そして第70期には初の乗車用ヘルメット以外の試みとしてキャリーケース事業をスタートさせます。Made in Japanで高付加価値路線を目指しつつ、本事業についても「さすがSHOEI」と称賛される商品を上市できるよう、日々研鑽して参ります。

DUCATY -1

目 次

株主の皆様へ	連結計算書類
招集ご通知	連結損益計算書29
第69期定時株主総会招集ご通知 3	
議決権行使についてのご案内 6	個別計算書類
	つ 貸借対照表30
事業報告	損益計算書31
1. 企業集団の現況に関する事項 8	
(1) 事業の経過及びその成果	監査報告
(2) 設備投資の状況	連結計算書類に係る会計監査報告32
(3) 資金調達の状況	計算書類に係る会計監査報告34
(4) 財産及び損益の状況の推移	監査役会の監査報告36
(5) 対処すべき課題	
(6) 主要な事業内容	株主総会参考書類
(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	第1号議案 剰余金処分の件37
(8) 重要な親会社及び子会社の状況	第2号議案 取締役3名選任の件38
(9) 主要な借入先及び借入額	
(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の株式に関する事項18	
3. 会社の新株予約権等に関する事項20	
4. 会社役員に関する事項20	
5. 会計監査人に関する事項27	

証券コード 7839 2025年11月28日 (電子提供措置の開始日) 2025年11月28日

株主各位

東京都台東区台東一丁目31番7号 株式会社 S H O E I 代表取締役社長 石田 健一郎

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.shoei.com/ir/stockholders_meeting/

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「SHOEI」又は「コード」に当社証券コード「7839」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月23日(火曜日) 午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使の ご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月24日 (水曜日) 午前10時

(受付開始時刻 午前9時20分)

2.場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

(木尾の云場と柔内図をこ参照

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第69期 (2024年10月1日から2025年9月30日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第69期(2024年10月1日から2025年9月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書 | 「連結注記表 |
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書| 「個別注記表|

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年12月24日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時20分)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2025年12月23日 (火曜日) 午後6時到着分まで



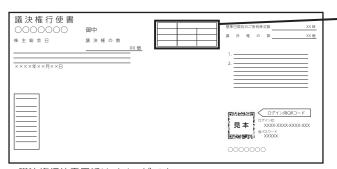
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2025年12月23日 (火曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「**賛**」の欄に○印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合
 - ≫ 「賛」の欄にO印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「**賛**」 の欄に○印をし、 ≫ 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



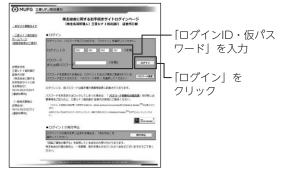
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

【証券口座に関してお問い合わせの株主様へ】

証券会社に□座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。 なお、特別□座に関するご照会及び住所変更等のお届けは、下記の連絡先にお問い合わせをお願いいたします。

> 三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711

(月曜日~金曜日 午前9時~午後5時、通話料無料)

事業報告

2024年10月 1 日から 2025年 9 月30日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、当初は、新型コロナ禍の終息に伴う混乱やインフレが一段落し、経済はある程度の先行き希望が見えつつある状況でしたが、諸物価は高止まりし、先行き不透明な中で景気は期待通りに浮揚しませんでした。中国における不動産バブル崩壊に端を発した景気低迷が継続したこと、米国における大規模な関税引き上げがあったこと、その結果として欧州から米国への輸出産業が混乱したことに加え、諸物価の高止まりの継続、政治の混乱や、地政学上の緊張が勃発もしくは継続したことが、消費ムード低迷が継続した理由と思われます。

高級二輪乗車用ヘルメット市場は、上記の経済状況にほぼ沿った形となりました。昨年 同期ではコロナ禍で高まった二輪乗用車ブームの減速及び流通段階での在庫調整が基調と しては継続しておりましたが、上述の消費ムードの失速により、流通における在庫が期待 通りに減らない状態となりました。これに加え、当社においては、前期のような主力モデ ルのモデルチェンジが無く、マイナーモデルのモデルチェンジにとどまっていることか ら、販売増を見通すことは難しい状況でありました。

当連結会計年度における日本及び海外を合わせた販売数量は、前年度比11.9%減となりました。欧州市場の販売数量は、前期に発売した主力2モデルの新商品(NEOTEC3、GT-Air3)の反動減に加え、天候不順や不安定な政治経済状況の影響で主要国の販売が低迷したため、前年度比12.4%減となりました。北米市場の販売数量は、景気が比較的底堅く推移しているうえ、同市場で人気のモデルをプロモーションして増量した結果、第3四半期迄は好調を維持しましたが、第4四半期は米国の大規模な関税引き上げ交渉の影響を受けて様子見となり、前年度比では3.1%減となりました。アジア市場の販売数量は前年度比5.2%減となりました。アジア最大市場の中国において市場の低迷が続くなか、旧正月を挟んで小売店が休みを増やす等した結果、第2四半期中心に小売店から代理店への発注が一時的に大きく減少しましたが、第3四半期以降、季節的な需要増により、小売店の発注も回復した結果、中国市場の販売数量は前年比6.1%減にとどまりました。日本市場の販売数量は、過剰な流通在庫の調整が期末まで継続した結果、前年度比25.4%減となりました。

当連結会計年度の業績につきましては、前連結会計年度における値上げ等により単価が上昇したものの、販売数量が前年度比11.9%減少したため、売上高は32,363百万円と前年度比3,427百万円(9.6%)の減収となりました。生産数量の減少に比べて製造原価は増加し、広告宣伝費等の販売管理費が増加したことから、営業利益は8,899百万円と前年度比1,431百万円(13.9%)の減益となりました。経常利益は8,900百万円と前年度比1,602百万円(15.3%)の減益、税金等調整前当期純利益は8,883百万円と前年度比1,589百万円(15.2%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は6,318百万円と前年度比1,059百万円(14.4%)の減益となりました。

当連結会計年度の為替相場は、当社売上換算レート(期中平均): 1ドル=149.63円、前年度比0.65円の円高、1ユーロ=164.34円、前年度比2.11円の円安となりました。また、海外子会社換算レート(2025年6月30日): 1ユーロ=169.66円、前年度比2.67円の円高となりました。

企業集団の品目別売上高の状況は次の通りであります。

(単位:百万円、%)

			第 68 期				第 69 期			
==	品 目 名 (2024年		(2024年 9月期)	構	構成比		(2025年 9月期)	構	成 比	前年度比
二輪乗	車用ヘル	メット	31,444		87	7.9	28,347		87.6	△9.8
官需月	用へルン	メット	91		C).3	110		0.3	20.6
そ	σ	他	4,255		11	1.9	3,905		12.1	△8.2
合		計	35,790		100	0.0	32,363		100.0	△9.6

企業集団の販売地域別売上高の状況は次の通りであります。

(単位:百万円、%)

		_	101.	4-1	第 68 期			第69期					
	販	売	地	域	(2024年 9月期)	構	成	比	(2025年 9月期)	構	成	比	前年度比
玉				内	6,921		19.3		5,655		1	7.5	△18.3
欧				州	16,534	16,534 46.2		6.2	14,444	44.6		4.6	△12.6
北				米	5,011	14.0		4.0	5,037		15.6		0.5
中				玉	4,707		1	3.2	4,512		1	3.9	△4.1
そ		σ.)	他	2,616	7.		7.3	2,712	8.4		8.4	3.7
	合			計	35,790		10	0.0	32,363		10	0.0	△9.6

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、完成前の投資も含め1,387百万円であり、主な設備投資は、茨城工場の新倉庫建設、岩手工場の新事務所建設、機器の購入等であります。 また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

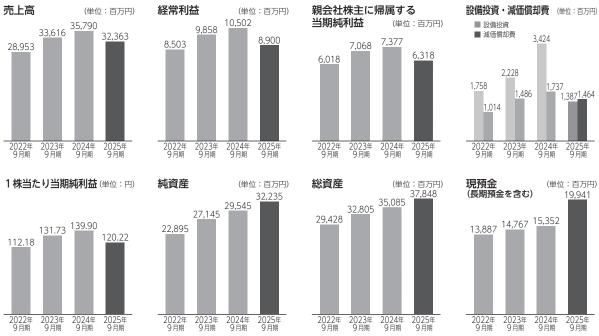
(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

	X	分	第 66 期 (2022年9月期)	第 67 期 (2023年 9 月期)	第 68 期 (2024年 9 月期)	第 69 期 (2025年 9 月期)
売	上	高(百万円)	28,953	33,616	35,790	32,363
親会する	社株主(こ帰属(百万円) 記利益(百万円)	6,018	7,068	7,377	6,318
		た り 利 益 (円)	112	131	139	120
総	資	産(百万円)	29,428	32,805	35,085	37,848
純	資	産(百万円)	22,895	27,145	29,545	32,235
1 純	株当産	た り 額 (円)	426	506	562	613

(注) 当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第66期(2022年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。



※当社は、2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第66期(2022年9月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、以下の5点を重要課題として取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化を実行してまいります。

1. 牛産戦略

① 実需に即した生産体制

当該会計年度の生産数量は、欧州における前期に発売した主力モデルの反動減且つ需要減退、及び、日本における流通在庫調整及び需要減退の結果、前会計年度に比べて減少しました。足下では、欧州における主力モデルの反動減は一巡し、日本における流通在庫調整も一旦目処がつきましたが、世界のマクロ環境が引き続き不透明ななか、米国による大規模な関税引き上げもあることから、当社は需要動向を注視しております。他方、二輪乗用車ブームが一段落したとは言え、当社のメイン市場である欧米日ではまだまだ二輪に根強い人気がある上、ライダーの高齢化に伴う価格吸収力もあって、来会計年度以降、新モデルを上市しつつ、新グラフィックアイテムの増加等で市場を確保できるため、今後、需要が決定的に減退するとは考えておりません。

いずれにせよ、当社は現地現物の精神に則り、市場が消化できる量の販売に合わせて 生産体制をフレキシブルに変更して参ります。新型コロナ禍の需要増に応じる形で採用 した従業員は、生産減となった結果、一時余剰感がありましたが、その後の生産増や自 然減を経て、その余剰感は現在ほぼ解消しております。

② 中期的生産体制

足下は需要減退に伴い調整局面となっておりますが、中長期的な二輪乗車用高級ヘルメットの市場は、先進国においては爆発的な伸びは期待できないものの、特に中国をはじめとするアジアを含む新興国で安定的に伸長するものと予測され、当社はブランド力と商品競争力を武器に、いずれ生産増強が必要になると見込んでおります。その一環として、以下の対策を進めて参ります。

- ・ 茨城工場に隣接する江戸崎工業団地内の一区画を2024年に取得し、まずは、2025年1月に新しい倉庫を建設、現在借りている倉庫や既存倉庫からの製品・仕掛品等の 集約を行い、生産体制の効率化を進めています。
- ・ 新しい土地の本格的な使用内容については、今後の受注状況や既存工場の建物・設備 の状況等を慎重に見極めながら、適切なタイミングで判断して参ります。

③ 改善活動等を通じた製造現場の競争力強化

当社は、Made in Japanを生産戦略として経営方針の根幹に掲げております。長年ジャストインタイムによる改善活動等を通じ、国内両工場の競争力を持続的に強化しております。Made in Japanを維持するためには従業員1人1人の精鋭化が必要であり、生産数量が落ち着いている状況下、これらをさらに強化すべく、ここ数年で採用した人員も含めた従業員の教育強化や多能工化の更なる充実を実行して参ります。

2. 商品戦略

- ① 当社は一部の官需製品を除き、二輪乗車用ヘルメットに特化しております。引き続き日々刻々変化するお客様のニーズ(機能、デザイン、被り心地等)を重視した製品の設計・開発に注力致し、主力モデルのモデルチェンジや新モデルの開発を進めて参ります。例えば、2025年9月には、当社の歴史と伝統継承しつつ、最新技術を反映させる「SHOEI NEO CLASSIC LINE」の新モデルとして、WYVERNシリーズの「WYVERN Ø(ワイバーンゼロ)」を新たにラインナップしました。
- ② 商品の高付加価値化、多種多様化するニーズの取り組み 商品の高付加価値化にも積極的に取り組んでいます。2025年10月には、空力性能の みならず、あらゆる面で優れた性能を発揮するX-Fifteenに、カーボンシェルを採用し た「X-Fifteen Carbon」を上市しました。また、多種多様化するニーズへの取り組み も積極的に進めています。例えば、ヘルメットのスマート化需要が急速に拡大すると の認識の下、通信、音響、映像機能付きヘルメットの開発に力を入れて参ります。
- ③ 販売体制の多様化 当社はSHOEIと価値を分かち合える販売店様との協業で質の高い製品の販売を進めて 参ります。一方で、自社EC(ネット通販サイト)を通じお近くに販売店がないお客様 のフォロー体制を整え、ショールーム(現在、日本に6か所、欧州に2か所)での販売 を通じ、お客様から頂戴した生のご意見を既存製品の改良、次期モデルの開発に活用 していきます。

3. ブランド戦略

① PFSサービスの普及

パーソナル・フィッティング・システム (PFS) サービス (個別フィッティング調整) の普及に引き続き努めて参ります。先行する日本市場では、ヘルメット販売数量の約40%がPFSを施して販売されており、世界に一つのマイヘルメットとしてお客様の好評を得ております。今後は欧米市場、アジア市場へ普及に努め、いつの日か、ヘルメットは自分の頭の形状に合ったフィッティングをして購入するのが当たり前という時代が来るものと確信しております。

② 広告宣伝

引き続きMoto GPの代表選手であるマルク・マルケス、アレックス・マルケス兄弟とのレーサー契約を中心に、限られた経営資源を効率的に投資する一方で、今までにない新しい切り口の広告宣伝(SNSやインフルエンサーの活用等)も進めて参ります。

4. 市場戦略

重点新興国での販売強化

中国をはじめとするアジア市場は成長が見込まれ、新型コロナ終息後の停滞、混乱から再拡張の動きが出ています。当社はこの需要をしっかりと取り込む為、これらの国での市場調査、マーケティングを強化して参ります。特に中国市場は、既に日米市場と同等レベルになっておりますが、今後市場シェアの維持、更なる拡大を確実にするため、より強固な販売体制の確立を通じて販売量を拡大して参ります。中国現地法人に邦人を駐在させ、2023年頃より情報収集と代理店の監督・指導を鋭意進めた結果、市場実態の解明が進み、市場規模をほぼ把握することができました。具体的には、新型コロナ時にネット専業等による無秩序な拡販により、ブランド価値が棄損していたことが判明したため、店頭のPFSや商品説明を通じて丁寧に販売頂ける販売店との協業を深めた結果、当社のブランド力が再浮上、まだまだ不透明な中国経済下においても販売が拡大しつつあります。

5. その他の中長期戦略

① 環境問題への取り組み

当社は、環境問題への取り組みが企業に求められた重要な社会的責務のひとつであると認識しております。当社の企業規模として可能なことは限られておりますが、形だけ整えてお茶を濁したり、いたずらに調査や議論を重ねたりするのではなく、当社の身の丈に合った範囲でスピード感をもって対策を実現することにより、持続可能な循環型経済社会の実現に貢献致します。ここ数年で、従業員向け電気自動車用充電設備の設置等を実行し、自家消費型太陽光発電設備(PPA)を導入しました。また、工場における日々のカイゼン活動においても、効率化とともに環境問題への取り組みに繋がる活動も出てきています。直近では、使用塗料削減(CO2排出量削減)に繋がる塗装方法も実践しつつあり、今後も出来るところから順次対応して参ります。

② 新事業の検討

当社は今日まで二輪乗車用ヘルメット専業メーカーとして業容を拡大して参りました。今後ともこの祖業を強化していく方針に変更はありません。一方、世界中でライダーの高齢化や若者の趣味の多様化が進んでいることも歴然とした事実であり、長期的な更なる利益増や事業リスク分散の観点から、当社の間尺にあった、当社らしい新事業があるのかについて議論を深めており、その第一弾として2024年9月にBMX(自転車モトクロス)競技用ヘルメットを上市しました。

2025年11月には、第二弾且つ本格的な新規事業として、キャリーケース事業への進出を発表致しました。キャリーケースは性別年齢に関係なく幅広く使用される上、世界的に旅行需要は拡大していくと見込まれます。また、その利便性からショルダーバッグやボストンバッグからの移行が進んでいると言われています。このため、グローバルで

みたキャリーケース市場は、長期的に成長が見込まれています。こうしたなか、キャリーケースは、ヘルメットと商品コンセプト(安全、機能的、かっこよさの追求)や生産方法(成型や組立等)が類似しており、B2Cの商品を扱ってきた当社のブランド価値向上などの手法が応用できると考えており、当社が得意とするMade in Japanによる高付加価値化路線に見合った製品であると考えています。

今後も長期的に事業価値向上に資する様な新規事業・多角化については、前向きに検討して参ります。

以上の定性的施策を踏まえ、翌期の見通しを下記の表としております。

					第69期	第70期
売	· 上 高			(百万円)	32,363	33,950
営	業	利	益	(百万円)	8,899	8,370
経	常	利	益	(百万円)	8,900	8,380
親会社	親会社株主に帰属する当期純利益				6,318	5,940
1 株	当たり	当 期 純	利益	(円)	120.22	116.67
配	71	á	金	(円)	60	60

(6) 主要な事業内容(2025年9月30日現在)

二輪乗車用を中心とした各種 F R P (強化プラスティック) ヘルメットの製造販売

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況(2025年9月30日現在)

① 主要な営業所及び工場

社名	所 在 地
当社	本社:東京都台東区、茨城工場:茨城県稲敷市、 岩手工場:岩手県一関市
SHOEI (EUROPA) GMBH	LANGENFELD, GERMANY
SHOEI DISTRIBUTION GMBH	LANGENFELD, GERMANY
SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL	SEINE, FRANCE
SHOEI ITALIA S.R.L.	MILANO, ITALY
SHOEI ASIA CO.,LTD.	BANGKOK, THAILAND
首維(上海)摩托車用品有限公司	中華人民共和国 上海市
株式会社SHOEI SALES JAPAN	東京都台東区

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
	6	570 (147)	名	+35 (-51) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

口. 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	蛤	平	均	勤	続	年	数
	626 (145) {			+3	35 ((-49)) 名				36.9	歳				12	.8年	Ξ

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況(2025年9月30日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOEI (EL	JROPA) G	MBH		25,564	ユーロ	100%	欧州地域の代理店管理及びマーケティング
SHOEI DIS GMBH	TRIBUTIC	N		100,000	ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI EUI DISTRIBU		L		609,797	ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ITA	LIA S.R.L.			100,000	ユーロ	100%	ヘルメットの販売
SHOEI ASI	a co.,lti	⊃.	10	,000,000	バーツ	49%	ヘルメットの販売及び東南 アジア地域のマーケティング
首維(上海) 公司	摩托車用品	品有限		50,000,	000円	100%	中国国内のマーケティング
株式会社SH JAPAN	HOEI SALE	ES		5,000,	000円	100%	ヘルメットの販売及び 国内のマーケティング

(9) 主要な借入先及び借入額 (2025年9月30日現在) 該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 112,000,000株

(2) 発行済株式の総数 53,713,716株 (自己株式1,136,342株を含む)

(3) 株主数22,789名(4) 単元株式数100株

(5) 大株主 (上位10名)

株主を	,	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,778,700	12.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口])	6,398,100	12.17
STATE STREET BANK AND TRUS COMPANY 50500	T 1	3,395,047	6.46
アルク産業株式会	社	2,800,000	5.33
明 和 産 業 株 式 会	社	1,600,000	3.04
RBC IST 15 PCT NON LENDIN ACCOUNT — CLIENT ACCOUN	_	1,119,185	2.13
明治安田生命保険相互会	社	960,000	1.83
株式会社クラ	レ	960,000	1.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1400	42	940,082	1.79
岡 田 商 事 株 式 会	社	752,000	1.43

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,136,342株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (1,136,342株) を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数(株)	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く)	16,800	4名
社外取締役	3,000	2名
監査役	800	1名

(注) 当社の非金銭報酬等の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項(4) 取締役及び監査 役の報酬等の総額」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の処分

2024年12月25日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類当社普通株式処分した株式の総数20,600株処分価額の総額45,670,200円処分日2025年1月20日

処分目的 所定の要件を満たす当社の取締役(社外取締役を含みます。) およ

び監査役(社外監査役を除きます。)に対し、譲渡制限付株式を付

与するため、自己株式を処分いたしました。

②自己株式の処分

2025年7月30日開催の取締役会において、譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分を行うことについて決議し、以下のとおり処分いたしました。

処分した株式の種類
処分した株式の総数当社普通株式
14,400株
26,452,800円
2025年9月25日

処分目的 所定の要件を満たす当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を付与す

るため、自己株式を処分いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社	生におけ	る地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取締	役 社 長	石	\blacksquare	健 一	- 郎	
常	務取	締 役	堀	本	隆	行	生産本部長兼茨城工場長
取	締	役	Ш		裕	士	経営管理本部長兼経営管理部長 首維(上海)摩托車用品有限公司 董事
取	締	役	清	水	匡	輔	海外営業部長 SHOEI (EUROPA) GMBH 副社長 首維(上海)摩托車用品有限公司 董事長
取	締	役	小	林	慶一	- 郎	慶應義塾大学経済学部教授 経済産業研究所プログラムディレクター
取	締	役	髙	Ш	清	子	公認会計士(髙山清子公認会計士事務所) 株式会社MIXI 社外監査役 株式会社東京精密 社外取締役(監査等委員)
常	勤監	査 役	宮	Ш	篤	行	
監	查	役	森	\blacksquare		賢	
監	査	役	渡	邊	珠	子	いつき会計労務事務所 所長 久光製薬株式会社 社外取締役

- (注) 1. 2024年12月25日開催の第68期定時株主総会終結時をもって、志田眞之氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
 - 2. 2024年12月25日開催の第68期定時株主総会にて、清水匡輔氏は取締役に就任いたしました。
 - 3. 監査役 宮川篤行氏は当社の内部監査室及び経営管理部門において、長年に亘り業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役 渡邊珠子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役 小林慶一郎氏及び髙山清子氏は、社外取締役であり、監査役 森田賢氏及び渡邊珠子氏は、 社外監査役であります。
 - 6. 当社は、取締役 小林慶一郎氏、髙山清子氏並びに監査役 森田賢氏、渡邊珠子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める役員等の損害賠償責任に関して、賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、社外取締役並びに社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負った場合、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補する事としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の額	報酬等の種類別	報酬等の種類別の総額(千円)				
	(千円)	基本報酬	役員の員数 (名)				
取締役	255,184	211,288	43,896	7 (2)			
(うち社外取締役)	(20,121)	(13,470)	(6,651)				
監査役	26,478	24,705	1,773	3 (2)			
(うち社外監査役)	(9,570)	(9,570)	(-)				
合計	281,663	235,993	45,670	10			
(うち社外役員)	(29,691)	(23,040)	(6,651)	(4)			

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役(社外取締役を含む)および監査役(社外監査役を除く)であります。
 - ② 当事業年度において支払った役員退職慰労金 該当なし

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その際の条件等は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(6)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額及び 監査役の報酬限度額をそれぞれ決定しております。取締役の報酬限度額は、2023年12月 22日開催の定時株主総会において年額250,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給 与は除く)とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(う ち、社外取締役は2名)です。監査役の報酬限度額は、2023年12月22日開催の定時株主総 会において年額31,000千円以内とする旨決議されております。当該株主総会終結時点の監 査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2020 年12月24日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役(社外取締役を 含む)については年額66,000千円、監査役(社外監査役を除く)については4,000千円を上限 として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外 取締役は2名)、監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。なお、本制度により発行又は 処分される当社普通株式総数の上限については、本項⑤の口記載の通りです。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の個人別報酬等に係る決定方針について、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会にて決議しております。当該取締役会及び監査役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会及び監査役会は、当事業年度に係る取締役及び監査役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会及び監査役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

イ. 基本報酬に関する方針

各取締役及び各監査役の基本報酬額にかかる決定機関及び手続は、「役員報酬規程」 に次の通り定めております。尚、役員とは、株主総会にて選任された取締役及び監査 役をいいます。

- ・役員報酬については、固定報酬額と業績連動報酬額とを合計した基本報酬月額をもって算出します。その金額は、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で、取締役会において「役員報酬規程」を改定する形で決定します。固定報酬額部分の月額は、優秀な経営人材の確保やモチベーション維持の観点、同規模の他上場企業との比較等を議論し、役位別に定めます。また、業績連動報酬額部分については取締役(ただし、社外取締役を除く)を対象とし、①当該事業年度の連結純利益や、②EBITDA(=税金等調整前当期純利益+支払利息+減価償却費、すべて連結ベース)を複数年度平均で比較した増加額を指標として役位別に定めた割合で計算されます。
- ・取締役各人の報酬は取締役会にて、また、監査役各人の報酬は監査役会にて決定します。
- ・取締役各人の報酬決定については、「取締役会から代表取締役社長に一任することがある」と規定されております。しかしながら、その役割は、「役員報酬規程」に 定められている各役位別報酬に則った報酬を各人に支給するだけであり、裁量権は ありません。役員報酬の決定権限はあくまで取締役会にあります。
- ・役員賞与については、「役員報酬規程」にて規定されていますが、実際に役員賞与 が支給されたことはなく、役員賞与限度額が株主総会で承認を受けたことはありま せん。

口. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)に関する方針

取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を除く。以下、総称して「対象役員」という)に対する譲渡制限付株式の割当てにかかる決定機関及び手続は、「取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度」(以下、「本制度」という)及び「役員株式報酬規程」に次の通り定めております。

- ・当社は、対象役員に対して、株式発行又は自己株式の処分の方法により、株主総会で承認された金銭報酬の総額及び発行又は処分される株式総数の範囲内で、対象役員の貢献度等諸般の事情を勘案して定める数の譲渡制限付株式を交付いたします。
- ・本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役(社外取締役を含む) については年25,000株を、監査役(社外監査役を除く)については年1,500株を各事業 年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限の数といたします。
- ・なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

・本制度により発行又は処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

・譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から退任時までとしております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係
 - イ. 取締役小林慶一郎氏は、慶應義塾大学経済学部教授、経済産業研究所プログラムディレクターであります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 口. 取締役髙山清子氏は、髙山清子公認会計士事務所の公認会計士、株式会社MIXIの社外 監査役、株式会社東京精密の社外取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先 との間には特別の関係はありません。
 - ハ. 監査役渡邊珠子氏は、いつき会計労務事務所の所長、久光製薬株式会社の社外取締役 であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(14回開催)	監査役会(12回開催)		
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役 小林 慶一郎	130/140	92.9%	_	_	
取締役 髙山 清子	140/140	100%	_	_	
監査役 森田 賢	130/140	92.9%	120/120	100%	
監査役 渡邊 珠子	140/140	100%	120/120	100%	

取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・取締役小林慶一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会13回に出席いたしました。

同氏は、中央省庁及び経済産業研究所での豊富な経験や経済への知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社 外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

・取締役髙山清子氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。

同氏は、公認会計士として長年にわたり従事し、企業会計及び監査に関する豊富な経験と高い専門性に加え、企業経営に幅広い見識を有し、その高い専門性や知見から取締役会において積極的に必要な質問及び経営全般への有益な発言、助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を果たしております。

・監査役森田賢氏は、当事業年度に開催された取締役会13回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。

同氏は、長年にわたり経営者としての豊富な実務経験と幅広い見識から、取締役会 及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

・監査役渡邊珠子氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。

同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、その高い専門性や知見から、取締役 会及び監査役会において積極的に必要な質問及び発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	43,000千円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、SHOEI DISTRIBUTION GMBH 及びSHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARLは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任の検討を行い、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定致します。

連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	29,609,874	流 動 負 債	4,926,602
現金及び預金	19,941,931	買掛金	991,886
受取手形	65,529	リース債務	84,210
 	2,965,684	未 払 金	579,913
商品及び製品	2,765,203	未払法人税等	944,971
		賞 与 引 当 金	356,600
性 掛 品	1,503,511	そ の 他	1,969,020
原材料及び貯蔵品	1,011,063	固定負債	685,699
そ の 他	1,362,754	リース債務	382,983
 貸 倒 引 当 金	△5,803	退職給付に係る負債	187,278
固定資産	8,238,167	資産除去債務	68,093
		そ の 他	47,345
有形固定資産	7,387,623	負 債 合 計	5,612,302
建物及び構築物	3,340,786	純 資 産 の	か部
機械装置及び運搬具	1,324,658	株主資本	31,322,072
工具、器具及び備品	460,632	資 本 金	1,421,929
 	1,430,276	資本剰余金	422,079
		利益剰余金	31,710,883
	369,611	自己株式	△2,232,820
使 用 権 資 産	461,658	その他の包括利益累計額	901,382
無形固定資産	177,271	為替換算調整勘定	862,757
投資その他の資産	673,272	退職給付に係る 調整累計額	38,625
繰延税金資産	453,991	非 支 配 株 主 持 分	12,283
そ の 他	219,280	純 資 産 合 計	32,235,738
資 産 合 計	37,848,041	負債・純資産合計	37,848,041

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年10月1日) 至 2025年9月30日)

		科						金	額
売			上		高				32,363,623
売		上		原	価				17,339,728
	売	_	L	総	利		益		15,023,894
販	売	費及	びー	・ 般 管	理 費				6,124,738
	営		業		利		益		8,899,156
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	22,165	
	補		助	金	収		入	11,127	
	訴	Ē	公	和	解		金	7,234	
	訴	訟損	失	引当	金月	え 入	額	7,295	
	雑			収			入	19,151	66,973
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	21,540	
	障	害	者	雇 用	納	付	金	3,350	
	為		替		差		損	38,729	
	雑			損			失	2,277	65,898
	経		常		利		益		8,900,231
特		別		利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	776	776
特		別		損	失				
	古	定	資	産	除	却	損	17,029	17,029
			調整			純利	益		8,883,978
	_, ,	、税、	住			事業	税	2,345,531	
	去	人	税	等	調	整	額	220,079	2,565,610
1	当	期		純	利		益		6,318,367
¥	見 会	社 株 3	主にり	帚属す	る当其	月純利	益		6,318,367

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

資 産	の部	負	責	の部
流 動 資 産	21,968,425	流 動 負	債	4,144,422
現 金 及 び 預 金	14,956,708	買掛	金	790,647
売 掛 金	2,511,635	前 受	金	1,154,947
商 品 及 び 製 品	724,029	未 払	金	590,177
仕 掛 品	1,503,511	未 払	費用	149,583
原材料及び貯蔵品	1,011,063	未払法ノ	、税 等	942,378
未 収 入 金	283,141	賞 与 引	当 金	356,600
前 払 費 用	224,946	そ の	他	160,088
そ の 他	753,389	固 定 負	債	293,486
固定資産	7,883,967	退 職 給 付	引 当 金	178,047
有 形 固 定 資 産	6,855,865	資産除去	宝 債 務	68,093
建物	2,620,594	そ の	他	47,345
構築物	701,372			4,437,908
機械装置	1,296,073	<u> </u>	<u> </u>	の部
車輌運搬具	28,210		本	25,414,484
工具器具備品	409,726	資本	金	1,421,929
土地	1,430,276		余金	422,079
建設仮勘定	369,611	資本	就 並 備 金	418,773
無形固定資産	167,370		瀬 余 金	3,306
ソフトウェア	147,524			
そ の 他	19,846			25,803,295
投資その他の資産	860,731	利益準	備金	29,500
関係会社株式	5,000	その他利益		25,773,795
関係会社出資金	312,848	繰越利益		25,773,795
繰延税金資産	348,202	自 己 株		△2,232,820
そ の 他	194,679	純 資 産	合 計	25,414,484
資 産 合 計	29,852,392	負債・純資	産合計	29,852,392

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年10月1日) 至 2025年9月30日)

		科						金	額
売			上		高	5			26,267,045
売		上		原	個	ī			15,456,303
	売	-	上	総	利	J	益		10,810,742
販	売	費及	Ω, –	- 般 管	理費	t			3,892,478
	営		業		利		益		6,918,263
営		業	外	収	益	Ť			
	受		取		利		息	21,934	
	補	I	助	金	収	ζ	入	9,769	
	嗀	1	蒲	賃	貸	Ì	料	21,399	
	雑			収			入	22,645	75,748
営		業	外	費	用				
	障	害	者	雇 用	納	付	金	3,350	
	為		替		差		損	40,471	
	雑			損			失	2,010	45,831
	経		常		利		益		6,948,180
特		別		利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	776	776
特		別		損	失				
	古	定	資	産	除	却	損	17,029	17,029
	税	引	前	当 期		利	益		6,931,927
	去人		住		及び	事業	税	1,986,315	
	去	人	税	等	調	整	額	1,107	1,987,422
=	<u> </u>	期		純	利		益		4,944,504

⁽注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社 SHOEI 取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

大枝和之

公認会計士 鈴木健太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHOEIの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHOEI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査 に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月14日

株式会社SHOEI 取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

大枝和之

公認会計士 鈴木健太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHOEIの2024年10月1日から2025年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月19日

株式会社SHOEI 監查役会 常勤監查役宮 川 篤 行 ⑩ 社外監查役森 田 賢 ⑪ 社外監查役渡 邊 珠 子 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

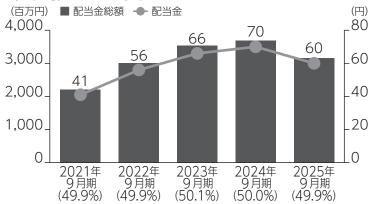
当社は、財務体質及び経営基盤強化のための株主資本を充実するとともに、連結配当性向50%を 目処とした期末配当の実施を基本方針としております。

このような方針のもと、第69期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金の使途につきましては、中長期的視野に立って、新製品開発のための研究開発 及び設備投資のために振り向けるとともに今後の事業展開の備えとする予定であります。

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金60円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は3,154,642,440円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年12月25日といたしたいと存じます。

(ご参考) 配当金の推移



- ※ () 内は期中平均株式数を基準とした連結配当性向であります。
- ※2023年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2021年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当金を算出しております。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役石田健一郎氏、山口裕士氏の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役会の多様性を確保するため取締役1名を増員することとし、取締役3名(うち1名は社外取締役)の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当社における地位、担当要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数					
1	石田健一郎 (1960年11月29日生)	2013年5月2013年7月2013年12月2016年10月	三菱商事株式会社入社 当社入社参与海外営業部長 SHOEI(EUROPA)GMBH 代表取締役社長(共同代表) SHOEI DISTRIBUTION GMBH 代表取締役社長 SHOEI EUROPE DISTRIBUTION SARL 代表取締役社長 SHOEI ITALIA S.R.L.代表取締役社長 当社取締役海外営業部長 当社代表取締役社長(現任) SHOEI(EUROPA)GMBH取締役(共同代表)	100,000株					
	【選任理由】			-N 0					
	□ 石田健一郎氏は、当社代表取締役社長として、当社の経営を主導しております。当社グループの経 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								
			務経験と知見を活かし、当社グループの企業価値 き器におお願いままたのでもします。	直向上に更な					
	る貢献が見込まれるこ	とから、引き続	き選任をお願いするものであります。						

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株式の数					
2	造 管 裕 士 (1966年12月5日生)	1990年 4 月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱銀行)入行 2020年10月 当社入社 参与財務経理部長 2021年 6 月 首維 (上海) 摩托用品有限公司董事 (現任) 2021年12月 当社取締役経営管理部長 3022年10月 当社取締役経営管理本部長兼経営管理部長兼 総務人事部長 2023年 4 月 当社取締役経営管理本部長兼経営管理部長 (現任)	8,000株					
	【選任理由】 山口裕士氏は、金融機関での海外業務の豊富な経験と金融分野での幅広い知見を活かすとともに、過去5年以上に渡り当社の経営管理部門を主導してきた経験も踏まえ、当社グループの企業価値向上に更なる貢献が見込まれることから、選任をお願いするものであります。							
	克 盂 葡 美 児 玉 直 美 (1968年1月27日生)	1993年 4 月 通商産業省(現・経済産業省)入省 2013年 4 月 一橋大学経済研究所准教授 2016年 4 月 一橋大学国際・公共政策大学院准教授 2018年 4 月 日本大学経済学部教授 2021年 4 月 明治学院大学経済学部教授(現任) 2024年 6 月 オルガノ株式会社社外取締役(現任)	_					
*3	【選任理由及び期待される役割の概要】 児玉直美氏は、経済産業省においてマクロ経済から産業動向分析まで幅広い分野のほ支援や人的資本等の研究などの分野において豊富な知見を有しております。他社社外され、指名・報酬委員会の委員としてもその業務に携われており、経営の監督経験をす。同氏には、その豊富な経験と知見を活かし、当社設置の指名報酬委員会の委員との指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていたに、中長期的な企業価値向上のため、中立的な立場から当社の経営を監視、監督するれることから、選任をお願いするものであります。							

※印は新任取締役候補者であります。

- (注1)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2)児玉直美氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3)当社は、本総会において児玉直美氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

- (注4)当社は、児玉直美氏の選任が承認された場合、当社上場の株式会社東京証券取引所が定める独立役員として、同取引所に対し届け出る予定です。
- (注5)当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考) スキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、取締役及び監査役の専門性・経験(スキル・マトリックス)は次のとおりとなります。

					フナリ	(当社が期待	ちょう ス 知識	. 《又臣仝》		
	氏名	 役職等 	企業経営 経営戦略	商品開発	製造品質管理	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	法務リスク マネジメント	財務会計
	石田 健一郎	代表取締役 社長	•			•	•	•		•
	堀本 隆行	常務取締役 生産本部長兼 茨城工場長	•	•	•			•		
取	山口 裕士	取締役 経営管理本部長兼 経営管理部長	•				•		•	•
締役	清水 匡輔	取締役 海外営業部長	•			•	•		•	•
	小林 慶一郎	取締役 独立社外					•			•
	髙山清子	取締役 独立社外							•	•
	児玉 直美	取締役 独立社外					•	•		•
	宮川 篤行	常勤監査役							•	•
監査役	森田 賢	<u>監査役</u> 社外	•							•
1又	渡邊 珠子	監査役 社外	•						•	•

(ご参考) 社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役および社外監査役(以下総称して「社外役員」という)の独立性判断基準を以下の通り定め、社外役員がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものとみなす。

- 1. 現在および過去10年間において当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人(以下総称して「業務執行者」という)であった者。
- 2. 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
- 3. 当社または当社子会社を主要な取引先とする者(注1)もしくはその業務執行者
- 4. 当社または当社子会社の主要な取引先である者(注2)もしくはその業務執行者。
- 5. 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
- 6. 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円(過去3事業年度の平均)を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。(当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう)
- 7. 当社または当社子会社から年間1,000万円(過去3事業年度の平均)を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
- 8. 過去3年間において2.から7.に該当する者。
- 9. 配偶者または二親等内の親族が、1.から8.に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者(注3)に限る。
- 10. その他、1.から9.に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。
- (注1) 直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%以上の支払いを行った取引先をいう。
- (注2) 直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上高の2%以上の支払を行った取引先もしくは、直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結総資産の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。
- (注3)業務執行者のうち、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な 業務を執行する者をいう。

ウェブサイトのご案内







TOPページ

IR情報

当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。 また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家の皆さまへ」内で各種開示資料をご覧いただけます。

https://www.shoei.com/

—— 第69期 新製品



会 場

一般財団法人 日本教育会館 一ツ橋ホール 8階 第一会議室

東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号



交通案内

地下鉄都営新宿線・半蔵門線 神保町駅(A1出口) 徒歩3分 地下鉄都営三田線 神保町駅(A6出口) 徒歩5分 東京メトロ東西線 竹橋駅(北の丸公園側1b出口) 徒歩5分 東京メトロ東西線 九段下駅(6番出口) 徒歩7分





